令和４年９月１日

令和４年度 助成金交付についての募集要領

公益財団法人
田嶋記念大学図書館振興財団
理事長　田嶋　譲二

公益財団法人 田嶋記念大学図書館振興財団は、令和４年度の事業として下記要領により、大学図書館振興のため助成先の募集を行います。

記

１．助成対象
（１）大学図書館の図書・文書・資料の保管・管理設備に対する助成
（２）大学図書館の図書・文書・資料の整備に対する助成
（３）大学図書館の図書・文書・資料の保存環境の整備並びに長期保存施策に対する助成
（４）大学図書館における図書・文書・資料等の保管システム、管理システム、及び保存技術に関する研究者または研究団体への助成。

2. 募集対象及び期間
（１）国内に所在する大学図書館又は研究者・研究団体を募集対象とする。
（２）申し込みは所定の申請書用紙により、令和４年１０月１日より同年１１月３０日迄の間に当財団事務局宛に行う。

３．選考方法
（１）当財団の選考委員会において選考を行い、理事会において決定する。
（２）選考委員会における選考は、書類選考によるが、必要により申請者と面接を行うものとする。

４．助成金の総額及び１件あたりの助成額
助成金の総額は1，１００万円とし、1件当たりの金額は原則として１００万円以上とする。助成件数は応募内容及び応募件数により選考委員会で決定する。但し、1件当たりの申請金額が１００万円未満の場合の助成額は、申請金額を上限とする。

５．助成の通知及び助成金の交付
選考結果の通知及び助成金の交付は、令和５年３月末日迄に行う。

６．その他

助成金の交付を受けたものは、当財団の主務官庁である内閣府の指導監督により、次の制限及び財団への報告義務を負うものとする。

（１）助成金の取り消し等

次の場合、助成決定の取り消し、交付の中止及び助成金の一部もしくは全部の返還を求める事が出来る。

① 虚偽の申し出又は報告を行ったとき
② 助成の対象となる事業又は研究活動等が中止になったとき
③ その他当財団の目的にふさわしくないと理事会が認めたとき

（２）支出及び報告等

① 助成金の交付を受けたものは、申請書記載の事業又は研究に直接支出しなければならない。
② 助成金の交付を受けたものは、原則として令和５年４月から令和６年３月迄の間に事業又は研究を実施しなければならない。
③ 助成金の交付を受けたものは、それが事業の場合は終了後１カ月以内に実績報告・収支報告を、それが研究活動の場合は令和６年３月までの研究内容・収支について以降１カ月以内に報告を、それぞれ所定の報告用紙により当財団宛にしなければならない。
④ 当財団が必要と認めたときは、助成金の交付を受けたものに対し、支出の内容等の報告を求め又は監査する事が出来る。

７．申請書送付先

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台３－２
公益財団法人　田嶋記念大学図書館振興財団　　事務局　宛
TEL０３（５２９４）１６６６
FAX０３（５２９４）３０１２

以上